

改正概要説明書	
国名：フィンランド	法令名：実用新案規則
改正情報：2013年7月18日命令 No. 581 により改正	
改正概要： 2013年9月1日から知的財産権関連の訴訟は、2002年設立の市場裁判所 (Market Court) で扱われることになり、これに伴い本規則が一部修正された。(第19条)	
改正内容： ・第19条 「実用新案法第45条に従い」が「市場裁判所訴訟法(100/2013)第4章第23条又は実用新案法第44c条に従い」に変更された。	